

# 赤穂市立学校の施設の開放に関する規則について

## 1 開放する施設及び日時

施設開放	開放する日	開放する時間
運 動 場 プ ー ル	休業日	午前 8 時～午後 6 時
屋内運動場 格 技 場	休業日	午前 8 時～午後 9 時 3 0 分
	上記以外の日	午後 6 時～午後 9 時 3 0 分

但し、上記の規定にかかわらず、開放校において特別の事情がある場合は、当該施設の開放の日時を変更するものとする。

なお、土曜日の午前中については、スポーツクラブ 21の活動を優先します。

## 2 利用者の資格

開放する施設を利用できる者は、市内に在住、在勤、在学している者 10 人以上の者で構成し、かつ成人の代表を置く団体で、教育委員会に登録し承認を得たものとする。

## 3 利用者の義務

団体の代表は、常に利用する施設の善良な管理者としての責任と注意をはらわなければならない。

その義務を怠った場合は、教育委員会は登録を取り消しすることができる。

## 4 利用の禁止

開放する施設の利用が、次に該当する場合は、その利用を禁止する。

- (1) 政治的、宗教的活動のための利用
- (2) 営利を目的とした利用
- (3) その他、教育委員会が不相当と認めるもの

## 5 利用者の遵守事項

- (1) 解放された施設以外に立ち入らないこと
- (2) 許可を受けないで、承認された施設以外の施設及び備品を使用しないこと。
- (3) 火器を使用しないこと。また許可を受けて火器を使用した場合は、利用者の責任において使用後の火器取締りを完全にすること。
- (4) 利用時間を遵守すること。(準備と後片付けの時間は、利用許可時間に含まれる)
- (5) 利用後は、整理整頓して原状に回復すること。
- (6) 開放校の管理運営に支障をきたすような行為はしないこと。
- (7) 屋内施設では、上履き(素足でも可)を使用すること。
- (8) その他、教育委員会が指示した事項。

6 利用者が、この規則に違反し、又は開放校の職員の指示に従わない場合は、教育委員会はその利用を取り消し又は中止させることができる。

7 利用者は開放校の施設備品等を故意又は重大な過失により破損した又は亡失したときは、賠償の責を負わなければならない。

※ 学校敷地内は禁煙となっています。喫煙はマナーを守って敷地外でお願いします。